

# 大分県報

令和八年  
第六九三号  
三月三十一日

(火曜日)

## 目次

### 告示

救急病院等の認定	一
身体障害者福祉法による医師の指定	二
青少年に有害な興行の指定	二
土地改良区の定款変更認可	三
指定予定保安林(三件)	三
道路区域の変更(九件)	四
道路の供用開始(六件)	七
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除	八
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	九
都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)	一一
公告	
土地改良区の役員の退任	一二
正誤	
令和七年九月三十日付け大分県報号外(五九)に記載の大分県教育委員会訓令甲第十一号(大分県教育庁等事務決裁規程の一部改正)中の訂正	一二
○告示	
示	
大分県告示第四百四十一号	
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。	
令和八年三月三十一日	

救急病院・救急診療所の別	名称	所在地	認定期間
救急病院	国東市民病院	国東市安岐町下原一四五六番地	令八・二・一から 令一・一・三二まで
救急病院	あおぞら病院	国東市国東町小原二六五〇番地	令一・一・三二まで 令八・二・一から
救急病院	独立行政法人国立病院機構 別府医療センター	別府市大字内竈一四七三番地	令一・一・三二まで 令八・二・一から
救急病院	大分県厚生連鶴見病院	別府市緑丘町一二番一号	令一・一・三二まで 令八・二・一から
救急病院	中村病院	別府市秋葉町八番二四号	令一・一・三二まで 令八・二・一から
救急病院	国家公務員共済組合連合会 新別府病院	別府市鶴見二丁目八番三十号	令一・一・三二まで 令八・二・一から
救急病院	別府中央病院	別府市北的ヶ浜町五番一九号	令一・一・三二まで 令八・二・一から
救急病院	黒木記念病院	別府市照波園町一四番二八号	令一・一・三二まで 令八・二・一から
救急病院	内田病院	別府市末広町三番一号	令一・一・三二まで 令八・二・一から
救急病院	杵築市立山香病院	杵築市山香町大字野原一六一番一号	令一・一・三二まで 令八・二・一から
救急病院	杵築中央病院	杵築市大字杵築一二〇番地	令一・一・三二まで 令八・二・一から
救急病院	サンライズ酒井病院	速見郡日出町三一五六番地一	令一・一・三二まで 令八・二・一から

救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院
藤第一病院 医療法人明徳会 佐	酒井病院	梶原病院	日田中央病院	帰巖会 みえ病院	大久保病院	御手洗病院	独立行政法人地域医療機能推進機構 湯布院病院	大分岡病院	独立行政法人国立病院機構 大分医療センター	今村病院	大分赤十字病院	鈴木病院	
一 字佐市大字法鏡寺七七番地の	号 中津市中央町一丁目一番四三	八 中津市中殿町三丁目二九番地	日田市淡窓二丁目五番一七号	○番地一 豊後大野市三重町赤嶺一二五	六番二号 竹田市久住町大字栢木六〇二	五番九号 佐伯市蒲江大字蒲江浦二二一	地 由布市湯布院町川南二五二番	号 大分市西鶴崎三丁目七番一一	四五号 大分市大字横田二丁目一番	号 大分市大手町三丁目二番二九	号 大分市千代町三丁目二番三七	速見郡日出町三九〇四番六	
令一八・二・一から 令一八・二・三まで	令一八・二・一から 令一八・二・三まで	令一八・二・一から 令一八・二・三まで	令一八・二・一から 令一八・二・三まで	令一八・二・一から 令一八・二・三まで	令一八・二・一から 令一八・二・三まで	令一八・二・一から 令一八・二・三まで	令一八・二・一から 令一八・二・三まで	令一八・二・一から 令一八・二・三まで	令一八・二・一から 令一八・二・三まで	令一八・二・一から 令一八・二・三まで	令一八・二・一から 令一八・二・三まで	令一八・二・一から 令一八・二・三まで	

<p>大分県告示第四百四十二号          身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。          令和八年三月三十一日</p>				
指定障害区分	医師氏名	勤務場所	大分県知事	佐藤 樹一郎
呼吸器の機能障害	平井 一弘	医療法人百善会村橋病院 別府市千代町二番五号		指定年月日 令八・三・一二
腎臓の機能障害	友成 智子	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一番地		〃
呼吸器の機能障害	長岡 雄平	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一番地		〃
呼吸器の機能障害	平山 義明	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一番地		〃

大分県告示第四百四十三号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和八年三月三十一日

大分県知事

佐藤

樹一郎

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令八・三・一一	映画	人妻男（メン）作り 卑猥な味わい	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺

〃	〃	愛液芸術 カラダと年月をかさねて	オーピー映画	激し、その健全な育成を害するおそれがある。
---	---	------------------	--------	-----------------------

大分県告示第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

土地改良区名	所在地	認可年月日
昭 and 井路土地改良区	大分市	令八・三・一一

大分県告示第四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 保安林予定森林の所在場所  
由布市湯布院町塚原字小狭間七番一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は択伐による。  
字小狭間七番一（次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 保安林予定森林の所在場所  
佐伯市蒲江大字野々河内浦字タルハン九七五番一・九七五番二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、「字赤下シ一一〇二番一一、一一〇二番二六

二 指定の目的  
水源の涵養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 保安林予定森林の所在場所

由布市湯布院町中川字烏帽子岳一九五一番一、一九五四番二  
 二 指定の目的  
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は択伐による。  
 字烏帽子岳一九五一番一(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更		敷地の幅員	延長
		前	後		
県道糸原杵築線	国東市安岐町大添字城ノ越一九三三番二地先から 国東市安岐町大添字城ノ越一九二八番八地先まで	前	後	メートル 六四・八 〜 二七・五	メートル 八四・三三
					八〇・二


大分県告示第四百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更		敷地の幅員	延長
		前	後		
主要地方道別府一の宮線	別府市大字東山字鳥居一五番五地内	前	後	メートル 一五・六 〜 一三・二	メートル 二八・八四
					二七・九 〜 一五・六

大分県告示第五百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更		敷地の幅員	延長
		前	後		

主要地方道 玖珠天瀬線		玖珠郡玖珠町大字戸畑字内ノ迫九九 四四番一地从先から 玖珠郡玖珠町大字戸畑字内ノ迫九九 二八番三地先まで	前	メートル 二一・九 ノ三・二	メートル 一八三・〇
		玖珠郡玖珠町大字戸畑字内ノ迫九九 四四番四から 玖珠郡玖珠町大字戸畑字内ノ迫九九 二八番三地先まで	後	四八・七 ノ二三・七	メートル 一八三・〇

大分県告示第百五十一号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和八年三月三十一日  
 大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類 及び路線名		豊後高田市小田原字上村 四四〇番二から 豊後高田市小田原字長田 三五三六番二地先まで	区域変更 前後別	敷地の幅員	延長	備考
主要地方道 豊後高田安岐線		豊後高田市小田原字上村 四四三番一地从先から 豊後高田市小田原字長田 三五三六番二地先まで	前	メートル 二四・一 ノ六・一	メートル 一四七・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		豊後高田市小田原字上村 四四三番一地从先から 豊後高田市小田原字長田 三五三六番二地先まで	後	メートル 一一・〇 ノ一〇・〇	メートル 一二八・〇	

道路の種類 及び路線名		区間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延長	備考
大分県告示第百五十二号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和八年三月三十一日		津久見市大字網代字刈野三八四七番 一地从先から 津久見市大字網代字刈野三八四七番 三まで	前	メートル 一八・〇 ノ六・六	メートル 五九・〇	
		白杵市野津町大字西畑字 桑迫五八六一番三から	後	七・六 ノ六・五	五九・〇	

大分県告示第百五十三号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和八年三月三十一日  
 大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類 及び路線名		区間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延長	備考
大分県告示第百五十二号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和八年三月三十一日		白杵市野津町大字西畑字 桑迫五八六一番三から	後	メートル 一七・九	メートル	上記A及びB

一般国道五〇二号		
白杵市野津町大字西畑字三田々五四〇四番三〇地先まで	白杵市野津町大字西畑字桑迫五八六〇番五から白杵市野津町大字西畑字下刈五四六三番二まで	白杵市野津町大字西畑字桑迫五八六〇番五から白杵市野津町大字西畑字下刈五四六三番二まで
後	前	
B	B	A
四〇・四 一七・一	四〇・四 一七・一	六・九
二二九・二	二二九・二	一六八・〇
は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。		

**大分県告示第百五十四号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名			区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道川登白杵線			白杵市大字乙見字西平一 一七一番三から 白杵市大字乙見字古屋園 一五三四番六まで	前	メートル 一・二・八 四・〇	メートル 一四一・六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
白杵市大字乙見字古屋園			白杵市大字乙見字古屋園 一五四一番六から 白杵市大字乙見字大道畑 一五〇七番三地先まで	後	メートル 三九・六 一〇・一	メートル 一五九・七	

一五四一番六から白杵市大字乙見字大道畑一五〇七番三地先まで	後	B	三九・六 一〇・一	一五九・七
-------------------------------	---	---	--------------	-------

**大分県告示第百五十五号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名			区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道高森竹田線			竹田市荻町恵良原字川久保一四九九番一地从先から竹田市荻町恵良原字川久保一四九八番六まで	前	メートル 一〇・一 九・〇	メートル 二五・六
			竹田市荻町恵良原字川久保一四九九番一地从先から竹田市荻町恵良原字川久保一四九八番六まで	後	メートル 二二・三 九・八	メートル 二五・六

**大分県告示第百五十六号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名		区間		区域変更前後別	敷地の幅員	延長
大分県告示第百五十七号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和八年三月三十一日 大分県知事 佐藤 樹一郎		県道白丹竹田線 竹田市久住町大字添ヶ津留字太田二一九番三地从先から 竹田市久住町大字添ヶ津留字太田一五一番一地从先まで		前	メートル 一八・二 四・七	メートル 一一五・〇
		竹田市久住町大字添ヶ津留字矢形木二二九番二地从先まで 竹田市久住町大字添ヶ津留字矢形木二二八番一地从先から 竹田市久住町大字添ヶ津留字矢形木二二〇番二まで		後	三九・七 八・七	一一五・〇
		竹田市久住町大字添ヶ津留字太田二一九番三地从先から 竹田市久住町大字添ヶ津留字太田一五一番一地从先まで		前	六・二 五・一	七〇・〇
		竹田市久住町大字添ヶ津留字太田一五七番七地内		後	一六・六 一三・五	七〇・〇
大分県告示第百五十八号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和八年三月三十一日 大分県知事 佐藤 樹一郎		県道糸原杵築線 国東市安岐町大字添字城ノ越一九三三番二地从先から 国東市安岐町大字添字城ノ越一九二八番八地先		供用開始区間	供用開始年月日	
大分県告示第百五十九号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和八年三月三十一日 大分県知事 佐藤 樹一郎		主要地方道別府一の宮線 別府市大字東山字鳥居一五番五地内		供用開始区間	供用開始年月日	
大分県告示第百六十号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和八年三月三十一日 大分県知事 佐藤 樹一郎		一般国道二二三号 豊後高田市新地字姪ノ川一〇九九番五地内		供用開始区間	供用開始年月日	

令和八年三月三十一日

大分県報（告示）

いて一般の縦覧に供する。  
令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道神原玉来線

竹田市大字入田字大仲寺七五九番六から  
竹田市大字入田字大仲寺七八五番五まで

令八・三・三一

大分県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道二一七号

佐伯市大字狩生字越戸二九七二番三から  
佐伯市大字狩生字浜田二六四八番五まで

令八・三・三一

大分県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

竹田市久住町大字添ヶ津留字矢形木二八二番

県道白丹竹田線

五から  
竹田市久住町大字添ヶ津留字矢形木二三〇番  
二まで  
竹田市久住町大字添ヶ津留字太田一五七番七  
地内

令八・三・三一

令八・三・三一

大分県告示第百六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。  
令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定を解除する区域の名称  
所在地  
指定の区分  
土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類  
指定年月日及び告示番号  
区域の表示  
法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項

備考

（「別図」は、省略し、玖珠土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

4号	桐木川	野矢川1号	玖珠郡玖重町大字野上	土砂災害警戒区域	土石流	平成二十二年三月二十六日	別図のとおり	別図のとおり	
	玖重町	玖珠郡玖重町大字野上	土砂災害警戒区域	土石流	平成二十二年三月二十六日	別図のとおり	別図のとおり		



西①(B)	西①(C)	西①(E)	ふじが丘東
大字菅原	玖珠郡九重町大字後野上	玖珠郡九重町大字後野上	大分市大字光吉及びふじが丘
区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
平成二十六年十月二日大分県告示第百六十四号	平成二十六年十月二日大分県告示第百六十三号	平成二十六年十月二日大分県告示第百六十三号	令和四年十一月二十日大分県告示第四百六十号
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
（「別図」は、省略し、大分土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）			

令和八年三月三十一日

大分県報（告示）

九

大分県告示第百六十四号	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。	令和八年三月三十一日	大分県知事 佐藤 樹一郎	号		
指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九條第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
野矢川1号	玖珠郡九重町大字野上	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、玖珠土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
桐木川4号	玖珠郡九重町大字菅原	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
西①(B)	玖珠郡九重町大字後野上	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
西①(C)	玖珠郡九重町大字後野上	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	

寺田③	④ 町田川	陣の内川	③ 町田川	② 町田川	串野川	① 町田川	西①(E)
上玖珠郡 大字野	田玖珠郡 大字町	田玖珠郡 大字町	田玖珠郡 大字町	田玖珠郡 大字町	田玖珠郡 大字町	坪玖珠郡 大字町 田及び 大字湯	野上玖珠郡 大字後
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
② 畑倉川	西②	谷②	④ 十五駄	鬼丸④	屋形平	南区	③ 小久保
湯布院 町川西	由布市 足	玖珠郡 大字岩 室	玖珠郡 大字岩 室	玖珠郡 大字森	玖珠郡 大字森	玖珠郡 大字野 上	玖珠郡 大字野 上
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
（「別図」は、 省略し、大分土 木事務所に備え 置いて縦覧に供 する。）							

大西	柳原	柿原④	柿原③	柿原②	④ 奥江川	湯ノ上 川②	下津々 良川⑤
由布市	大龍 庄内町	由布市 庄内町	由布市 庄内町	由布市 庄内町	由布市 庄内町	由布市 湯布院 町川西	由布市 湯布院 町川西
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和八年三月三十一日

--	--	--	--	--	--	--	--

川廻	猿渡	梶屋	庄内町 大龍
由布市 庄内町 龍原	由布市 庄内町 龍原	由布市 庄内町 五ヶ瀬	庄内町 大龍
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 施行者の名称  
中津市

二 都市計画事業の種類及び名称  
中津都市計画道路事業

三・五・五号 宮永角木線  
事業施行期間

変更前 平成二十七年十一月十日から令和九年三月三十一日まで  
変更後 平成二十七年十一月十日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分  
変更なし

大分県報（告示）

2 使用の部分  
なし

大分県告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 施行者の名称  
別府市

二 都市計画事業の種類及び名称

別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業

三・四・八号 浜脇秋葉線

三 事業施行期間  
変更なし

四 事業地

1 収用の部分

令和三年大分県告示第百三十七号の事業地のうち大分県別府市浜脇二丁目、南町及び立田町地内において事業地を変更する。

2 使用の部分  
変更なし

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、野津土地改良区（白杵市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎  
(退任役員)

役名 氏名

住 所

理事 竹尾 智明

白杵市野津町大字宮原二八五六番地の二七

○正 誤

令和七年九月三十日付け大分県報号外（五九）に登載の大分県教育委員会訓令甲第十一号（大分県教育庁等事務決裁規程の一部改正）中の訂正

六	上	左から二	大分県立理規則	大分県立学校管理規則を「管理規則
	ページ	段	行	誤
				正